

随意契約理由書

件名	御崎Uビル中央監視装置・防犯システム保守業務	
契約の相手方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当	
随意契約の理由		
<p>本業務は、御崎Uビル・御崎車庫に設置されている中央監視・防犯システムの定期的な保守点検、検査を行う設備管理業務である。</p> <p>当該システムの定期的な保守点検・検査は機器の性能及び安全性を確保し、災害時の適正な設備運用を保ち、車庫等海岸線の運行へ関わる施設への一般人の立ち入りによる運行に支障をきたす事故を防ぐためには製造メーカーだけが持つ技術的なデータを元にした安全で確実な管理が必要で、それは他のメーカーでは不可能である。</p> <p>よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器の故障などのリスクを減らすために、製造メーカーである上記業者と随意契約を行う。</p>		
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係	(電話番号 内線 6605)